

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	12	府 省 庁 名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置の延長		
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 高規格堤防整備事業の用に供するために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該土地の上に当該家屋に代わり取得した家屋。 ・ 特例措置の内容 高規格堤防整備事業に伴い事業区域内の土地・家屋の所有者が、事業完了後、当該事業により指定された高規格堤防特別区域内の土地に家屋を取得する場合に、当該家屋に係る固定資産税について、従前権利者居住用住宅については2／3、従前権利者非居住用住宅及び非住宅用家屋については1／3を、新築後5年間減額する。 ・ 要望の内容 本措置の適用期限を2年間（令和10年3月31日まで）延長する。		
関係条文	地方税法附則第15条の8第4項 地方税法施行令附則第12条第3項、第16項、第17項 河川法第6条第2項、第4項 河川法施行規則第2条		
減収見込額	[初年度] — （ ▲18.26 ） [平年度] — （ ▲20.67 ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（1）政策目的 高規格堤防は、大都市の人口・資産が集積するゼロメートル地帯等に密集した市街地がある河川において、堤防決壊による壊滅的な被害を回避するために幅の広い緩傾斜堤防を整備するものであり、このことは、第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）における重点目標である「気候変動の影響等を踏まえた流域治水等の推進」に資する施策として整備が進められている。また、一部区間が整備された場合にも、氾濫時には住民の貴重な避難場所など多面的な効果が期待されている。 （2）施策の必要性 高規格堤防の整備は、用地買収を行わず、民有の土地等を一時的に使用して当該土地の上に堤防等の整備を行い、盛土工事終了後に家屋等の再建築を行うという手法をとるため、事業地内の土地・家屋の所有者は、家屋を一度除去し仮移転を行い、仮移転先での数年間の生活のあと、工事終了後に事業地内の土地に家屋を取得することとなる。 高規格堤防整備後の当該土地については、高規格堤防特別区域に指定されることに伴い地下の建築物や土地の掘削に一定の制限を受けることとなる。加えて、高規格堤防の整備に伴う家屋の新築により評価額が上昇し、固定資産税が増額するという経済的負担も生じる。特に、高規格堤防の整備を予定している区間の沿川は、高齢化率が高い木造住宅密集地域が多く、仮移転や家屋の新築、住環境の変化、固定資産税の増額等は高齢者等にとって相当負担が大きく、元の土地に戻らない者が多数発生した場合には地域コミュニティが継続されないおそれもあることから、高規格堤防整備事業の円滑な施行を図るため、引き続き本措置の適用を受けられるよう延長を要望するものである。		
本要望に対応する縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定） ・重点目標1 防災・減災が主流となる社会の実現 ＜政策パッケージ＞ 【1－1：気候変動の影響等を踏まえた流域治水等の推進】 ・「高台まちづくり（高規格堤防）の推進」 【1－2：切迫する地震・津波等の災害に対するリスクの低減】 ・「高台まちづくり（高規格堤防）の推進」（再掲） ○国土交通省政策評価体系における位置づけ 政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する 業績目標38 一級河川・二級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率 ○国土強靱化年次計画2025（令和7年6月6日） 2章2 35の各施策グループの推進方針及び各施策グループ推進のための主要施策 ■1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ 1－4）突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 （推進方針） ○大規模氾濫が発生した場合に甚大な被害が想定される大都市部のゼロメートル地帯等において、大規模氾濫が発生した場合にも社会経済活動が長期停止することのないよう、まちづくりとも連携しつつ、高規格堤防の整備等の抜本的な治水対策を推進する。
		政策の達成目標	一級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率：約75%（令和9年度）
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和8年4月1日～令和10年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。
		政策目標の達成状況	一級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率：約70%（令和5年度）
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和8年度 62件 令和9年度 61件
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	高規格堤防の事業区域内の地権者への事業の説明又は補償交渉の際、本特例措置が存することを説明することにより事業に対する地権者の早期の合意が得られ、高規格堤防の円滑な整備に寄与する。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る課税標準の特例措置（不動産取得税）（関係条文：地方税法附則第11条第2項、地方税法施行令附則第7条第2項、河川法第6条第2項、第4項、河川法施行規則第2条）

	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	近年頻発する水害や、今後予想される首都直下地震等、大規模災害への対策は喫緊の課題であり、高規格堤防整備事業の着実な整備・推進を図る必要がある。一方で、事業区域内に居住する住民にとっては、2度移転や仮移転先での数年間の生活、固定資産税の増額に伴う経済的負担もあり、事業の阻害要因となっている。今後事業を推進するにあたり、本特例措置により住民の経済的負担を軽減する必要がある。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	適用実績：令和元年度 0件 減収額 0円 令和2年度 0件 減収額 0円 令和3年度 1件 減収額 73千円 令和4年度 34件 減収額 2,122千円 令和5年度 55件 減収額 3,470千円 【出典】「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第217回国会提出）」
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	適用総額の種類：税額 適用実績（千円）：令和3年度 73、令和4年度 2,122、令和5年度 3,470
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	高規格堤防の事業区域内の建物所有者への事業の説明又は補償交渉の際、本特例措置が存することを説明することにより事業に対する家屋所有者の早期の合意が得られ、高規格堤防の円滑な整備に寄与している。
	前回要望時の達成目標	一級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率：約73%（令和7年度）
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	上記業績指標「一級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率」は、令和5年度末で約70%となっており、上記目標に向け着実に整備が進められているところである。一方、高規格堤防整備事業は、まちづくりとの連携した整備が不可欠であり、地元との合意形成が図れた区間を整備するものである。そのため、地元との合意形成に時間を要することや盛土期間に3年から5年を要することから、現況の達成率となっている。
これまでの要望経緯		令和元年度 創設 令和4年度 延長 令和6年度 延長